

意見公募要領

意見募集対象	古物営業法等に係る処分基準の改定について		
意見提出期限	令和3年3月23日（必着）		
資料入手方法	意見募集対象となる規則等の案（概要等の参考資料を含む。）については、千葉県警察ホームページ、千葉県警察本部担当課、千葉県ホームページ、県政情報コーナー（千葉県庁本庁舎2階）、各地域振興事務所及び文書館で閲覧並びに資料を入手することができます。		
	担当課	千葉県警察本部生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係、警備業係	
意見提出方法	電子メールを使用する場合	意見募集中案件詳細画面下のメールフォームに必要な事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記し、意見を入力の上、意見提出期限までに送信してください。	
	FAXの場合	FAX番号	043-202-5183
		担当課	千葉県警察本部生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係、警備業係
	郵送の場合	住所	〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部
担当課		千葉県警察本部生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係、警備業係	
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 皆様から提出いただいた御意見を考慮した上で、今後、処分基準の改定を行います。 提出されました意見は、後日、意見公募の結果を公示する際に、千葉県警察ホームページ、千葉県ホームページに掲載するほか、上記閲覧場所において閲覧することができます。 意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承願います。 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった本案に対する意見募集に関する業務のみ利用させていただき、公表しません。 提出意見は、日本語を使用してください。 		
問い合わせ先	千葉県警察本部生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係、警備業係 （電話番号 043-201-0110）		